

令和4年度

横浜町老朽危険空家除却支援事業補助金のご案内

○老朽化し、周囲へ影響を及ぼす恐れのある空家を**除却（解体及び撤去）**する所有者等に対して、除却費の一部を補助します。

補助金の額及び募集戸数	スケジュール
<ul style="list-style-type: none">・ 除却工事費用または国が示す標準的な除却工事費用の40%（限度額30万円）・ 5戸程度 （予算の範囲内において先着順）	申請期間 令和4年 6月22日から 令和4年12月23日まで ※予算が無くなり次第終了となります。

※補助金交付申請の前に、交付対象となるか確認するために必ず空き家の「事前調査」を行います。
事前調査申込みは電話のみで可能ですので、横浜町役場総務課（0175-78-2111）へお気軽にご相談ください。

○補助対象条件 対象建築物

- ①及び②の要件いずれにも該当する住宅として使用されていた町内にある空家
 - ①不良度の評点が**100点以上**（柱の傾斜、屋根・外壁が剥けているなど老朽化や損傷の程度が大きいもの）
 - ②空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項に規定する命令を受けていない建築物
- ※不良度の評点は事前協議の申込み受付後、町職員の現地調査によって採点します

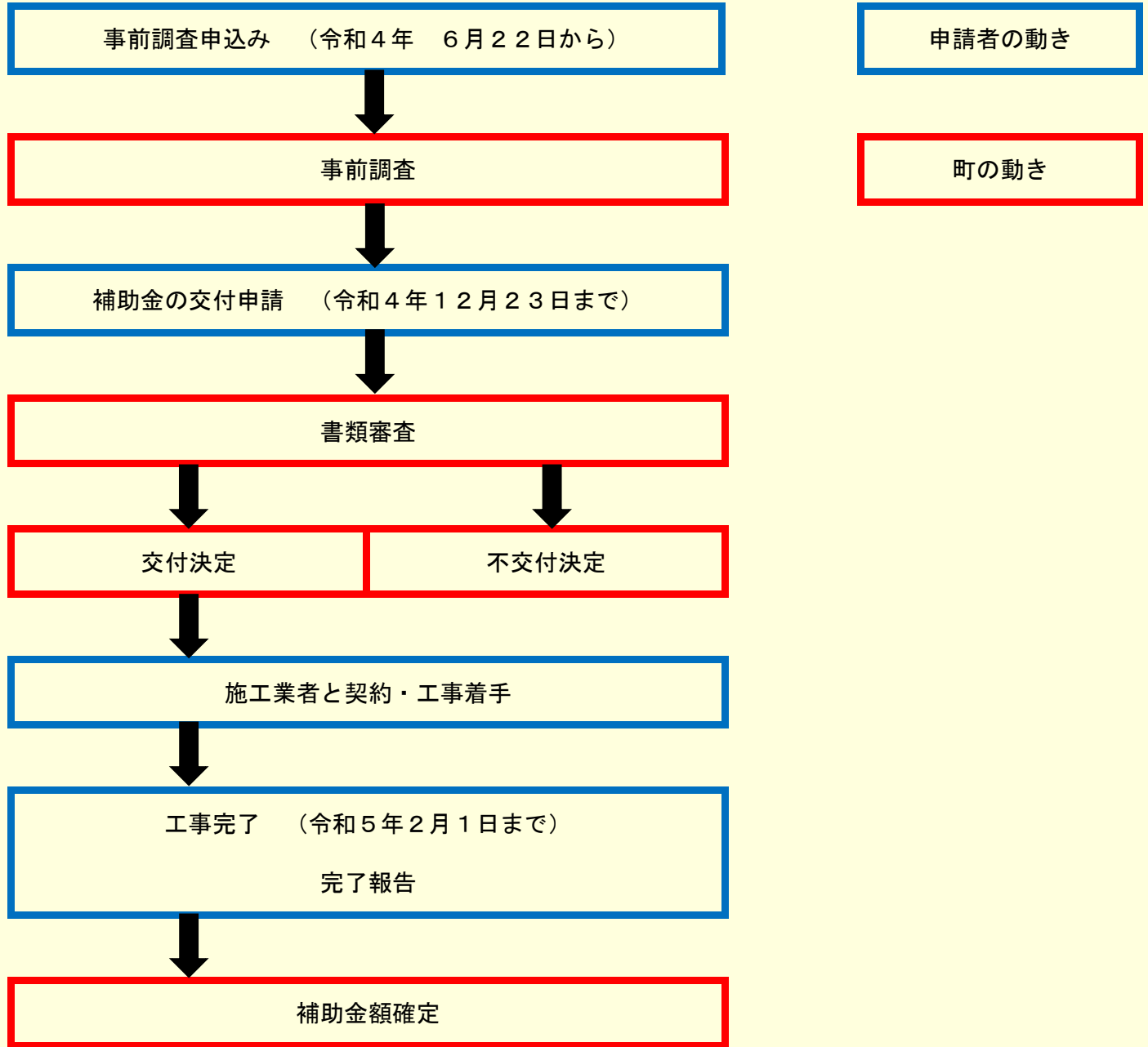
対象者

- ①及び②の要件いずれにも該当する者
 - ①対象建築物の**所有者、相続人、所有者または相続人から除却についての同意を得た者のいずれか**
 - ②町税等の**滞納がない者**
- ※所有者が複数いる場合、所有権以外の権利が設定されている場合等は権利者の同意を得てください

対象工事

- ①～③の要件すべてにも該当する除却工事
 - ①補助対象となる老朽危険空家の**全てを除却**するもの
 - ②**令和5年2月1日までに完了**するもの
 - ③国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けていないもの
- ※対象工事は除却工事のみであり、草木の除草、伐採に要する費用及び家財道具の処分費等は対象外です

○申請スケジュール



○必要書類及び詳細について

補助対象条件や必要書類など、詳細については横浜町のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。申請に必要な様式などは総務課の窓口にて備え付けているほか、下記ホームページからダウンロードすることができます。

URL : <http://www.town.yokohama.lg.jp/index.cfm/6,9665,18,135,html>

○問い合わせ・申込先

横浜町役場 総務課

住 所：〒039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35

電 話：0175-78-2111

F A X：0175-78-2118